



- 成五年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫、法附則第五十四項に該当する者である場合には平成十五年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫、法附則第六十一項に該当する者である場合には平成二十五年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたことを明らかにすることができる書類法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第五項」と読み替えるものとする。
- 法第三条第七項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第六項」と読み替えるものとする。
- 法第三条第八項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第七項」と読み替えるものとする。
- 法第三条第九項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第八項」と読み替えるものとする。
- 法第三条第十項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第九項」と読み替えるものとする。
- 法第三条第十一項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第十項」と読み替えるものとする。
- 法第三条第十二項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第十一項」と読み替えるものとする。
- 法第三条第十三項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第十二項」と読み替えるものとする。
- 第二条 法第七条第一項の規定により特別給付金を受けようとする相続人は、前条に規定する請求書及び添付書類に、戸籍の謄本その他その者が特別給付金を受ける権利を有する者の相続人であることを明らかにできる書類を添えて、裁定機関に提出しなければならない。
- 前項の場合において、順位の相続人が数人あるときは、前項に規定する書類に、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
- 一 相続人として特別給付金を受けようとする他の同順位の相続人の同意書
- 二 前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類
- （裁定の通知）
- 第三条 裁定機関は、請求者が特別給付金を受ける権利を有するものと裁定したときは、戦没者の父母等に対する特別給付金裁定通知書（様式第三号）を請求者に交付しなければならない。
- 裁定機関は、請求者が特別給付金を受ける権利を有しないものと裁定したときは、戦没者の父母等に対する特別給付金却下通知書（様式第四号）を請求者に交付しなければならない。
- （請求書等の経由）
- 第四条 戰没者の父母等に対する特別給付金請求書は、請求者の居住地の市町村長（特別区にあつては、区長）次項において同じ）、都道府県知事を順次経由して、裁定機関に提出するものとする。
- 法第三条第三項の規定に基づく申請に係る申請書は、申請者の居住地の市町村長、都道府県知事、裁定機関を順次経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。

- 3 法第十四条第二項の規定に基づく届出に係る届出書は、届出者の居住地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。
- （フレキシブルディスクによる手続）
- 第五条 第一条第一項及び第二条に規定する様式第一号、様式第一号の二、様式第一号の三、様式第一号の四、様式第一号の五、様式第一号の六、様式第一号の七、様式第一号の八、様式第一号の九又は様式第一号の十による戦没者の父母等に対する特別給付金請求書の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
- 前項に規定する請求者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うるものとする。
- （フレキシブルディスクの構造）
- 第六条 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六一二三号に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
- （フレキシブルディスクへの記録方式）
- 第七条 第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
- 一 ラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六一二四号又は日本産業規格X六一二五号に規定する方式
- （フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
- 第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六一二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
- 一 請求者の氏名
- 二 請求年月日
- 附 則
- この省令は、公布の日から施行する。
- （施行期日）
- 附 則（昭和四三年五月一日厚生省令第一三号）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この省令は、公布の日から施行する。
- （施行期日）
- 附 則（昭和四四年八月二一日厚生省令第二二号）抄
- 1 この省令は、昭和四四年十月一日から施行する。
- （施行期日）
- 附 則（昭和四五年五月一日厚生省令第一八号）
- 2 1 この省令は、公布の日から施行する。
- この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて那霸日本政府南方連絡事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、日本政府沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。
- 2 1 この省令は、公布の日から施行する。
- この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦

没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて日本政府沖縄事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖縄事務局長に対してされた手続とみなす。

#### 附 則（昭和四五年六月一九日厚生省令第三四号）

この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

#### 附 則（昭和四七年五月一五日厚生省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令は、留守家族等援護法施行規則、未帰還者等の妻に対する特別措置法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦行規則、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則又は戦傷病者戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務局長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖縄県知事に対してされた手続とみなす。

#### 附 則（昭和四八年七月二十四日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）附則第十項又は附則第十一項の規定により同法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなされる者は又はその者の相続人が、この省令による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条第一項の規定に基づき同項の請求書を提出する場合においては、同条第二項第三号

3 中「昭和四十二年三月三十日」とあり、及び同条第三項第一号中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十八年九月三十日」とする。

4 昭和四十二年四月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関する、この省令による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条第四項の規定を適用する場合においては、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「六年」とする。

昭和四十二年十月一日に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者に関する、この省令による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条第四項の規定を適用する場合においては、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「五年六月」とする。

#### 附 則（昭和四九年六月二七日厚生省令第二五号）

この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2 1 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）附則第十四項の規定により同法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなされる者は又はその者の相続人が、この省令による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条第一項の規定に基づき同項の請求書を提出する場合においては、同条第二項第三号中「昭和四十二年三月三十日」とあり、及び同条第三項第一号中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、「昭和四十九年九月三十日」とする。

この省令は、昭和五十五年十一月二九日厚生省令第四六号

（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和五八年五月四日厚生省令第二四号）

この省令は、昭和五十五年十一月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日厚生省令第一八号）  
この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年三月一八日厚生省令第二〇号）  
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年五月二十四日厚生省令第三五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

2 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一年三月二六日厚生省令第二七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかるわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することができないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成五年五月一九日厚生省令第二七号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月二七日厚生省令第三八号）  
この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一月一日厚生省令第六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
（経過措置）

1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

2 この省令は、平成十一年三月二六日厚生省令第二九号  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月一六日厚生省令第二九号）  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成一二年三月二七日厚生省令第三九号  
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）  
（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

3 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（施行期日）  
（経過措置）

1 この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

3 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同条第一項中「様式第一号の七」）の下に「法第三

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同条第一項中「様式第一号の七」）の下に「法第三



様式第一号（第1条関係）  
(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書						3-03
戦 没 者 等	フリガナ		生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和	年月日	
	氏名					
	もとの身分		死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和	年月日	
除籍時の本籍等						
請 求 者 者	フリガナ		生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年月日	
	氏名					
	フリガナ			戦没者等との続柄		
住所						
個人番号						
被相続人	フリガナ		死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和	年月日	
	氏名					
	フリガナ		戦没者等との続柄			
代理人等	フリガナ		区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等	年月日	
	氏名					
	フリガナ					
住所						
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名						
国債受領希望取扱店名						
フリガナ						
国債の償還金の希望支払場所						
戦没者の父母等が受けている公務扶助料、特例扶助料、特例扶助金、遺族年金、特例遺族扶助金、日本電信電話公社共済組合殉職年金						
受けない理由						
受けた者の氏名及び戦没者等との続柄						
送訴国庫債券(弔慰金)を受けた者がいるかいないかの別						
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。						
令和 年 月 日 電話----- 氏名 印 殿						
(裏面の記載上の注意)						
(裏面の記載上の注意)						

## (裏面の記載上の注意)

- 記載上の注意
- ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
  - 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属」、「徴用工」等のように記載してください。
  - 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。  
 (1) 家人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における勤員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別木挽選者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。  
 (2) 勤務職員のうち徴用工、内地における勤員学徒、國民労働報酬團員又は國民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
  - 「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人にについて記載してください。  
 また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
  - 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。  
 (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(代理人)  
 (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)  
 (3) 成年後見人、被保佐人、補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)
  - 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
  - 「受けない理由」の欄は、たとえば「戦没者の妻が公務扶助料を受け、その扶養義務となっているため」のように記載してください。
  - 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の二（第1条関係）  
(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書（継続）										3-05	
戦 没 者 等 等	フリガナ  氏名  もとの身分  除籍時の 本籍等				生年月日  死年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和					
						※1 昭和 2 平成 3 令和					
						※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和					
請 求 者 者	フリガナ  氏名  住所				生年月日  戦没者等との統柄	※1 昭和 2 平成 3 令和					
						※1 昭和 2 平成 3 令和					
						※1 昭和 2 平成 3 令和					
被 相 続 人 等	フリガナ  氏名  住所				死年月日  戦没者等との統柄  区分	※1 昭和 2 平成 3 令和					
						※1 昭和 2 平成 3 令和					
						※1 昭和 2 平成 3 令和					
(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)											
団体の受領を市町村長に委任した場合はその市区町村長名											
国債受領希望取扱店名											
フリガナ											
国債の償還金の希望支払場所											
戦没者の父母等が受けているか別の種類											
※ 01 公務扶助料 12 特例遣族年金 32 郵政省共済組合殉職年金 02 特例扶助料 21 遺族給与金 33 国鉄共済組合殉職年金 11 遺族年金 22 特例遣族給与金 34 日本電信電話公社共済組合 31 令和共済組合殉職年金 殉職年金											
受けていない場合はその理由											
第三回特別給付金庫債券（額面金額10万円）を受けたか受けないかの別											
※ 1 受けた（　）請求当時の住所 都道府県 市区町村 2 受けない その理由 電話 _____ 氏名 _____											
厚生労働大臣 知事 殿											

(裏面)

記載上の注意

- 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属（微用工）」等のように記載してください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。  
 (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における勤員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。  
 (2) 準軍属のうち微用工、内地における勤員学徒、国民勵労報國隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた當時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 4 「請求者」の欄は、  
 (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（代理人）  
 (2) 未成年者のために親権を行なう方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（2親権者等）  
 (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（3成年後見人等）
- 6 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 7 「受けていない場合はその理由」の欄は、たとえば「戦没者の妻が公務扶助料を受け、その扶養遺族となっているため」のように記載してください。
- 8 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

## 様式第一号の三（第1条関係）

(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書（再継続）						3-07
戦 没 者 等 等	フリガナ 氏名		生年月日	※1 2 3	明治 大正 昭和 平成 令和	年月日
	もとの身分		死年月日	※1 2 3	昭和 平成 令和	年月日
	除籍時の本籍等					
請 求 者 者	フリガナ 氏名		生年月日	※1 2 3 4 5	明治 大正 昭和 平成 令和	年月日
	住所			戦没者等との続柄		
	個人番号					
被相続人 代理人等 人等	フリガナ 氏名		死年月日	※1 2 3	昭和 平成 令和	年月日
	住所		区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等		
	国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名					
国債受領希望取扱店名	フリガナ					
国債の償還金の希望支払場所						
戦没者の父母等が受けている給付の種別	※01 公務扶助料 02 特例扶助料 11 遺族年金	12 特例遺族年金 21 遺族扶助料 22 特例遺族扶助料 31 旧令公務扶助料	32 郵政省共済組合殉職年金 33 国鉄共済組合殉職年金 34 日本電信電話公社共済組合殉職年金			
受けない理由						
第五回特別給付金国庫債券(額面金額30万円)を受けたか受けないかの別	※1 受けた( )号	請求当時の住所	都道府県	市区町村		
	2 受けない	その理由				
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。						
令和 年 月 日 電話----- 氏名 @ 厚生労働大臣 知事 殿						

(裏面)

## 記載上の注意

- ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属（徵用工）」等のように記載してください。
- 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。  
 (1) 军人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中國における勤員学生、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者等は防空監視員として記載。場合に、除籍されたときの本籍地。  
 (2) 準軍属のうち徵用工、内地における勤員学生、国民勧労難國隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となるたる原因又は疾病の生じた当時の者が配され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。
- 「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。  
 また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。  
 ただし、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
- 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。  
 (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（代理人）  
 (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（2親権者等）  
 (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（3成年後見人等）
- 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 「受けない理由」の欄は、たとえば「戦没者の妻が公務扶助料を受け、その扶養遺族となっているため」のように記載してください。
- 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

様式第一号の四 (第1条関係)  
(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書 (再々継続)						3-09
被相続人等	氏名		生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 合和	年月日	
	もとの身分		死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 合和	年月日	
	除籍時の本籍等					
請求者	氏名		生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 合和	年月日	
	住所			戦没者等との続柄		
	個人番号					
代理人等	氏名		死亡年月日	※1 昭和 2 平成 3 合和	年月日	
	住所			戦没者等との続柄		
	国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名					
国債受領希望取扱店名						
フリガナ						
国債の償還金の希望支払場所						
戦没者の父母等が受けている別付の種別	※01 公務扶助料 02 特例扶助料 11 遺族年金	12 特例遺族年金 21 遺族扶助金 22 特例遺族扶助金 31 旧令共済組合殉職年金	32 国鉄共済組合殉職年金 33 国鉄共済組合殉職年金 34 日本電信電話公社共済組合殉職年金			
受けていない場合はその理由	第七回特別給付金国庫債券(額面金額60万円)を受けたか受けないかの別					
	※1 受けた( )号	請求当時の住所	都道府県	市区町村		
	2 受けない	その理由				
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。 令和 年 月 日 電話 _____ 厚生労働大臣 氏名 _____ 種 知事 殿						

(裏面)

記載上の注意						
1	※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。					
2	「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徵用工)」等のように記載してください。					
3	「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分によつて次の区分に従って記載してください。 (1) 军人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における勤員学生、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。 (2) 準軍属のうち徵用工、内地における勤員学生、国民勵労難民隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因とともに本籍又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び本籍地。					
4	「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。 また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。					
5	「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。 (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(代理人)。 (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)。 (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)。					
6	「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。					
7	「受けていない場合はその理由」の欄は、たとえば「戦没者の妻が公務扶助料を受け、その扶養遺族となっているため」のように記載してください。					
8	最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。					

様式第一号の五（第1条関係）  
(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書(4回目継続)				3-14		
戦 没 者 等 の 身 分 等	フリガナ	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和			
	氏名		死年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和		
	もとの身分					
除籍時の本籍等						
諸 求 者 者	フリガナ	生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和			
	氏名		戦没者等との続柄			
	住所			〒	電話	
個人番号						
被相続人	フリガナ	死年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和			
	氏名		戦没者等との続柄			
	代理人人等	区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等			
住所		〒	電話			
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名						
国債受領希望取扱店名						
国債の償還金の希望支払場所						
戦没者の父母等が受けている給付の有無及び受けている場合の種別	※01 公務扶助料 21 遺族給与金 33 国鉄共済組合殉職年金 02 特例扶助料 22 遺族給与金 34 日本電信電話共済組合 11 遺族年金 31 旧令井井筒組合殉職年金 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金					
00 受けていない						
第九回特別給付金国庫債券(額面金額60万円)を受けたか受けないかの別	※1 受けた( )号 2 受けない	受けた場合の請求当時の住所	都道府県	市区町村		
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。 令和 年 月 日	氏名 ㊞					
厚生労働大臣 知事	殿					

(裏面)

記載上の注意	
1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。	
2 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(微用上)」等のように記載してください。	
3 「除籍時の本籍等」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(微用上)」等のように記載してください。	
4 「諸求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。 また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「諸求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。 ただし、「諸求者」の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。	
5 「代理人等」の欄は、「諸求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。 (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(代理人) (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(親権者等) (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(成年後見人等)	
6 「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。	
7 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。	
8 最下欄の氏名は、「諸求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。	

様式第一号の六（第1条関係）  
(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書（5回目継続）							3-16
戦 没 者 等 等	フリガナ 氏名			生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 合和	年月日	
	もとの身分				死年月日	※1 昭和 2 平成 3 合和	年月日
	除籍時の本籍等						
諸 求 者 者 住 所	フリガナ 氏名			生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 合和	年月日	
	フリガナ				戦没者等との続柄		
	フリガナ				丁		
個人番号							
被相続人 代理人等	フリガナ 氏名			死亡年月日	1 平成 2 合和	年月日	
	フリガナ 氏名			戦没者等との続柄			
	フリガナ 住 所				区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等	丁
(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)							
国債の受領を市区町村長に委託した場合はその市区町村長名 国債受領希望取扱店名 フリガナ 国債の償還金の希望支払場所							
戦没者の父母等が受けている給付金の種別 受けたか受けないかの別 上記国庫債券を受けた場合							
裁定通知書の記号及び番号 第 親E 裁定号 国債の記号 号 請求当時の住所 都道府県 市区町村 電話 厚生労働大臣 知事 氏名 ㊞							
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。 令和 年 月 日 電話 厚生労働大臣 知事 氏名 ㊞							

## (裏面)

記載上の注意							
1	※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。						
2	「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属（徵用工）」等のように記載してください。						
3	「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者の身分による次の区分に従って記載してください。 (1) 军人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、(2) 国における勤員学生、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者等は防空監視隊員等の場合、除籍されたときの本籍地。 (2) 準軍属のうち徵用工、内地における勤員学生、国民勵労難困隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となるたれ難困は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。						
4	「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。 また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するととともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。						
5	「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。 (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委託したとき（代理人） (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（2親権者等） (3) 成年後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（3成年後見人等）						
6	「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を市区町村長に委託した場合には記載しないでください。 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。						
7	最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。						

## 様式第一号の七 (第1条関係)

(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書 (6回目継続)						3-19	
戦没者等	フリガナ 氏名		生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年月日		
	もとの身分		死年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年月日		
	除籍時の本籍等						
請求者	フリガナ 氏名		生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年月日		
	住所			戦没者等との続柄			
	個人番号						
被相続人	フリガナ 氏名		死亡年月日	1 平成 2 令和	年月日		
				戦没者等との続柄			
	代理人人等	フリガナ 氏名	区分	※1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等			
住所			下				
国債の支領を市区町村長に委任した場合は その市区町村長名							
国債受領希望取扱店名							
フリガナ							
国債の償還金の希望支払場所							
戦没者の父母等が受けている給付金等 及び受けている給付金等の種別	※01 公務扶助料 02 特例扶助料 11 遺族年金 12 特例遺族年金 90 受けていない	21 遺族扶助金 22 特例遺族扶助金 31 旧令共済組合殉職年金 32 郵政省共済組合殉職年金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 34 日本電信電話共済組合殉職年金	第十六回特別給付金国庫債券(額面金額90万円)を 受けたか受けないかの欄			※1 受けた 2 受けない	
	上記国庫債券を受けた場合						上記国庫債券を受けた場合
	裁定通知書の記号及び番号	親F裁定号	国債の記号	号	請求当時の住所	都道府県	市区町村
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。 令和 年 月 日						電話----- 氏名 @	
厚生労働大臣 知事						殿	

## (裏面)

## 記載上の注意

- \*印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徵用士)」等のように記載してください。
- 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分によつて次の区分に従つて記載してください。  
 (1) 军人、軍属及び准軍属のうち戦闘参加者、中國における動員学生、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。  
 (2) 準軍属のうち徵用工、内地における動員学生、国民勵労難困隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となるたる本籍又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び本籍地。
- 「請求者」の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。  
 また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、「請求者」の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
- 「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。  
 (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(代理人)。  
 (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(2親権者等)。  
 (3) 成年後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(3成年後見人等)。
- 「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。
- 「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

## 株式第一号の八（第1条関係）

(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書（7回目継続）						3-21
戦 没 者 等 等	フリガナ			生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年月日
	氏名			死年月日	※1 昭和 2 平成 3 令和	年月日
	①ものとの身分					
③ 請 求 者	フリガナ			生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年月日
	氏名					
	②除籍時等の本籍等					
④ 被 相 続 人	フリガナ			生年月日	※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年月日
	氏名					
	⑤ 代 理 人 等	フリガナ			戦没者等との続柄	
住所	フリガナ					
	個人番号					
	フリガナ			死亡年月日	1 平成 2 令和	年月日
⑥ 国 債 受 領 希 望 取 扱 店 名	氏名			戦没者等との続柄		
	フリガナ					
	区分			※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等		
⑦ 国 債 の 債 還 金 の 希 望 支 払 場 所	フリガナ					
	住所					
	国債の受領を市区町村長に委任した場合は名前					
（裏面の記載上の注意をよく読み、記載してください。）	⑥ 国債受領希望取扱店名					
（裏面の記載上の注意をよく読み、記載してください。）	⑦ 国債の債還金の希望支払場所					
（裏面の記載上の注意をよく読み、記載してください。）	戦没者の父母等が受けている給付金の種別	※01 公務扶助料 21 遺族扶助金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 02 特例扶助料 22 特例遺族扶助金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 11 遺族年金 31 旧令金共済組合殉職年金 12 特例遺族年金 32 郵政省共済組合殉職年金				
（裏面の記載上の注意をよく読み、記載してください。）	第十九回特別給付金国庫債券(額面金額100万円)を受けたか受けないかの別	※ 1 受けた 2 受けない				
（裏面の記載上の注意をよく読み、記載してください。）	上記国庫債券を受けた場合					
（裏面の記載上の注意をよく読み、記載してください。）	裁定通知書の記号及び番号	親G裁定号	国債の記号	号	請求当時の住所	
（裏面の記載上の注意をよく読み、記載してください。）	令和年月日				都道府県	市区町村
（裏面の記載上の注意をよく読み、記載してください。）	氏名					
（裏面の記載上の注意をよく読み、記載してください。）	厚生労働大臣知事					

(裏面)

記載上の注意						
1	※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。					
2	①の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属（公用工）」等のように記載してください。					
3	②の欄は、戦没者等の身分による次の区分に従って記載してください。 (1)軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学生、満洲開拓青年義勇隊員、特例未登録者は防空訓練実習隊員の場合は、除籍されたときの本籍地 (2)準軍属のうち後方工兵、内地に於ける動員学生、国民勵労難病国民党員又は国民義勇隊員である場合は、戦死の原因となる病気や難病の生じた当時の者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地					
4	③の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人に記載してください。 また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載することも、④の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、③の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。					
5	⑤の欄は、③の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。 (1)国外に居住しているために国債の債還金等の受領を国内居住者に委任したとき（1代理人） (2)未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（2親権者等） (3)成年後見人、保佐人、補助人又は任當後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（3成年後見人等）					
6	⑥の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。					
7	⑦の欄は、国債の債還金を受取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。					
8	最下欄の氏名は、③の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。 なお、自署の場合には、押印は必要ありません。					

(表面)					3-24			
戦没者の父母等に対する特別給付金請求書(8回目継続)								
戦 没 者 等  ① ② ③ ④ ⑤	フリガナ		生年月日	※ 1 2 3	明治 大正 昭和 平成 合和	年月日		
	氏名		死亡年月日	※ 1 2 3	昭和 平成 合和	年月日		
①ものとの身分 ②除籍時の本籍地等								
③								
フリガナ					生年月日	※ 1 2 3 4 5	明治 大正 昭和 平成 合和	年月日
氏名					戦没者等との続柄			
フリガナ							平	
住所								
個人番号								
④被相続人					死亡年月日	1 平成 2 合和		年月日
氏名					戦没者等との続柄			
⑤代理人等					区分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等		
フリガナ							平	
住所								
国債の受領を市区町村長に委任した場合は その市・区・町・村・長名								
⑥ 国債受領希望取扱店名								
フリガナ								
⑦ 国債の償還金の希望支払場所								
戦没者の父母等が受けない場合の種別					※ 01 公務扶助料 02 特例扶助料 11 遺族年金 12 特例遺族年金 90 受けられない		21 遺族給与金 22 特例遺族給与金 31 旧令共済組合殉職年金 32 郵政共済組合殉職年金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 34 日本電信電話共済組合殉職年金	
第二十一回特別給付金国庫債券(額面金額100万円)を受けたか受けないかの別							※ 1 受けた 2 受けない	
上記国庫債券を受けた場合								
裁判通知書の記号及び番号					親H裁判号	国債の記号	号	請求当時の住所
第					都道府県			市区町村
上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。								
令和 年 月 日					電話			
					氏名			
					厚生労働大臣 知事			

記載上の注意

1 紹印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 ①の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属（徵用工）」等のように記載してください。

3 ②の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。

(1) 士官、軍人、軍属及び準軍属のうち戰闘参加者、中國における勤勉学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別本部勤務者又は防衛空監視隊員等の場合には、除籍されたときの本籍地。

(2) 準軍属のうち徴用兵、内地における勤勉学徒、國民勤務報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死年の原因となった負傷又は疾病の生じた當時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地。

4 ③の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人にについて記載してください。また、戦没者の母の母等の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、③の欄の「戦没者等」と④の欄への記載は不要です。

5 ④の欄は、③の欄の方が次いだりが該当する場合のみ記載してください。

(1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を國內に委託したとき（1代理人）

(2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（2親権者等）

(3) 成年後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（3成年後見人等）

6 ⑤の欄は、国債の償還金を市町村に委任してした場合には記載しないでください。

7 ⑥の欄は、国債の償還金を受け取る権利ととして希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名前を記載してください。

8 最下欄の氏名は、③の欄の氏名等を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

## 様式第一号の十（第1条関係）

(表面)

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書（9回目継続）					3-26
戦 没 者 等 等	フリガナ 氏名	(姓)	(名)	生年月日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和
	①もとの 身 分			死亡年月日	※ 1 昭和 2 平成 3 令和
	②除籍時の 本籍等	都道府県			
③ 請求 者	フリガナ 氏名	(姓)	(名)	生年月日	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和
					戦没者等との続柄
住所	〒	都道府県			
個人番号					
④ 被相続人等	フリガナ 氏名	(姓)	(名)	死亡年月日	1 平成 2 令和
					戦没者等との続柄
⑤ 代理人等	フリガナ 氏名	(姓)	(名)	区分	※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等
住所	〒	都道府県			
（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）	⑦国債の償還金の希望支払場所	名称	⑥国債交付取扱店名	所在地	都道府県 市区町村
	※ 01 公務扶助料 22 特例遺族給与金 02 特例扶助料 31 旧令共済組合殉職年金 11 遺族年金 32 施政省共済組合殉職年金 12 特例遺族年金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 21 遺族給与金 34 日本電信電話共済組合殉職年金 90 受けていない	第二十四回特別給付金国庫債券（額面金額100万円）を受けたか、受けないかの別		※ 1 受けた 2 受けない	
	上記国庫債券を受けた場合	親I裁定号	国債の記号	請求当時の住所	都道府県 市区町村
				電話----- 氏名_____	
	厚生労働大臣 裁定都道府県知事				

(裏面)

## 記載上の注意

- ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- ①の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属（徴用工）」等のように記載してください。
- ②の欄は、戦没者の身分により次の区分に従って記載してください。  
 (1) 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地  
 (2) 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報國隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当时その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地
- ③の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。  
 また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、③の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。
- ⑤の欄は、③の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。  
 (1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（1代理人）  
 (2) 未成年者のために親権を行なう方又は未成年後見人が代わって請求するとき（2親権者等）  
 (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（3成年後見人等）
- ⑥の欄は、記載しないでください。
- ⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称等を記載してください。
- 最下欄の氏名は、③の欄の氏名を記載してください。ただし親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

## 様式第二号(第1条関係)

請求者選定届				
厚生労働大臣 殿 知事				
被選定人	ふりがな			
	氏名		戦没者との続柄	
上記の者を、戦没者の父母等に対する特別給付金の請求について、次の者全員の被選定人に選定したことを届け出ます。				
令和 年 月 日				
住所				
氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 戦没者との続柄			
住所				
氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 戦没者との続柄			
住所				
氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 戦没者との続柄			
住所				
氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 戦没者との続柄			

## 様式第三号(第3条関係)

裁定通知書				
第 号				
下記のとおり裁判したので通知します。				
令和 年 月 日				
<input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働大臣 都道府県知事				
根拠法 給付の種別 国債の名称	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金 第一次特別給付国庫債券			
券面種別	円券	国債の記号	号	
死亡者				
請求者	年 月 日 生			
住所				

- 注1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。  
なお、国債が交付されるまで、事務手続上多くの時間がかかりますのでご承知下さい。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

様式第四号(第三条関係)

## 却下通知書

第 号

下記のとおり却下したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣  
都道府県知事

印

根 拠 法 請 求 の 種 類 請 求 年 月 日	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法 特別給付金の請求 年 月 日
請 求 者	年 月 日 生
死 亡 者	
却 下 理 由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません）。ただし、処分の通知を受けた日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)